

公益財団法人日本スポーツ協会 役員候補者選考委員会規程

(目的)

第1条 本規程は、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「本会」という。）の評議員及び役員選任規則第3条の規定に基づき設置される委員会の構成及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 本委員会は、本会の役員候補者を選考し、評議員会に推薦する。

(委員)

第3条 本委員会は、6名以上10名以内で構成する。

2. 委員は、理事（学識経験者）若干名、評議員（学識経験者）若干名、外部有識者若干名、監事1名、事務局職員1名の中から、理事会に諮って、会長が委嘱する。なお、委員の過半数は理事以外の者でなければならない。

3. 委員長は、委員の互選により決定する。

4. 委員の任期は、委嘱の日から開始し、2年以内とする。ただし、再任は妨げない。
なお、辞任又は任期満了においても、後任者が選任されるまでは、その職務を行わなければならない。

(招集)

第4条 本委員会は、委員長が招集して、その議長となる。

(決議の省略)

第5条 委員が、本委員会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる委員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の委員会の議決があったものとみなす。

(議事録)

第6条 本委員会は、議事終了後速やかに議事録を作成し、委員長及び出席者の代表2名が署名押印の上、理事会に報告する。

(本規程の変更)

第7条 本規程の改廃は、理事会の議決による。

附則

1. 本規程は、令和4年6月24日から施行する。